

更新基準の変更について

2027年3月更新者までは現行制度を適用する

更新時に必要なポイントは、5年間（現在の認定期間内）に、

- a) 学会・研究会出席の30点
 - b) 機器講習会受講の 10点
- } それぞれが必要

★技師学会・研究会の出席ポイントは 1回10点で、
内視鏡技師学会（または技師研究会）への出席は 2回以上が必須。

方法1) 技師学会・研究会に3回出席することで30点とする。

方法2) 技師学会・研究会へ2回出席して20点取得し、残りの10点を
指定の関連学会等の参加や医学講義等の受講ポイントを
合算して10点とする。

- 1) 指定の関連学会等・・・ポイントチェックシート参照
- 2) 医学講義や医学講義以外で内視鏡学会が承認した講演の聴講更新ポイントが付与されるものがあります。

(日本消化器内視鏡技師会のe-ラーニングでも取得可)

それぞれで付与される点数については、各主催者の案内やホームページで確認してください。

※ 更新制度や更新方法について、詳しくは会報やホームページの「資格更新手続きについてのお知らせ」を参照ください。

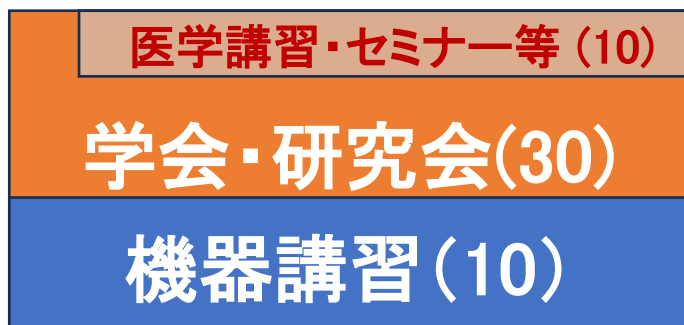
更新基準の変更について

2028年および2029年3月 更新者(移行期間): 50点

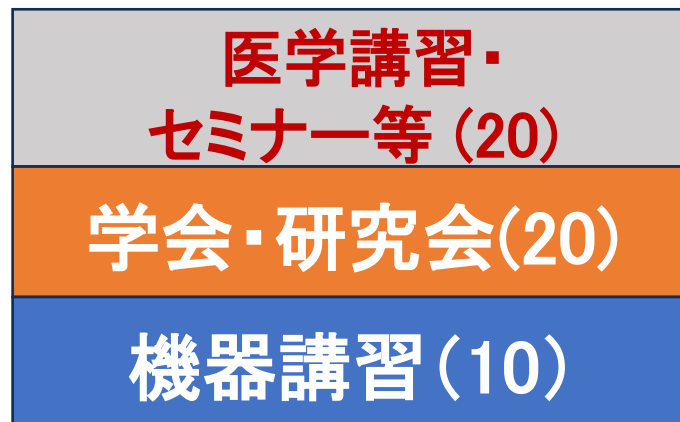
研究会20点 + 機器講習会10点 + 医学講義・セミナー等 **20点**

2030年3月更新者から60点

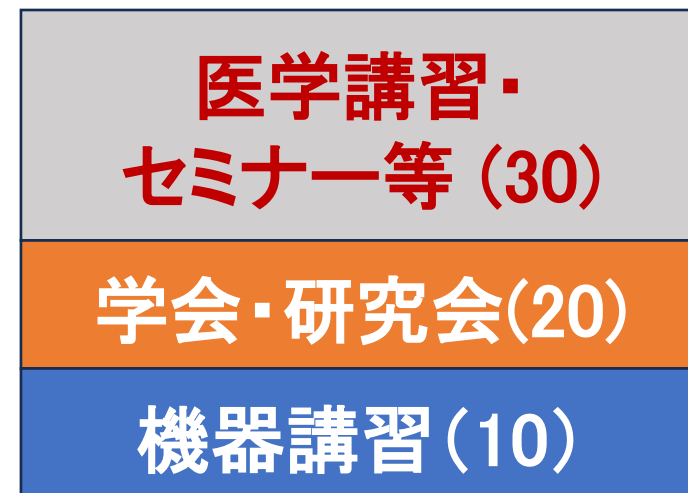
研究会20点 + 機器講習会10点 + 医学講習・セミナー 一等 **30点**



2027年3月まで



2028・29年3月更新



2030年3月更新者から

- 2027年3月の更新者までは現行制度のままです
医学講義等は必須ではありません。
- **内視鏡技師学会(研究会)への出席2回(20点)は必須。**
残りの10点は内視鏡技師学会(内視鏡技師研究会)への参加でも良いですし、ぽんとチェックシートに記載の指定関連学会への出席ポイント、あるいはe-ラーニングによる医学講義等の受講ポイントの合計点で充てることができます。